

令和7年度和歌山県子どもを虐待から守る審議会 議事概要

日時：令和8年2月18日（水）10：00～12：00

場所：和歌山県民文化会館 3階特設会議室

	田甫こども支援課長 挨拶
事務局	委員紹介
会長	それでは、議事に入ります。議題の1番目、「和歌山県こども計画」関連事業の実施状況について、事務局から説明願います。
事務局	<説明> 「和歌山県こども計画」関連事業の実施状況について説明。
会長	「子ども虐待防止基本計画」と「社会的養育推進計画」という2つの大きな計画について、この審議会で議論いただいて定め、和歌山県こども計画の中に入った。策定されたのが去年の3月で、まだ、1年たっていないが、今年度の審議会で現状をご報告いただいた。 今日せっかく中央児童相談所、紀南児童相談所から所長が見えられているので、県内の虐待相談件数の状況、報告で令和6年度は令和5年度に比べて件数が減ったとあったが、実数は減っているが、実態としてはどうなのかということと、現在までの件数や内容について説明いただきたい。
事務局	中央児童相談所としては、感覚としたらあまり変わらないという感じである。今年度の対応件数については、昨年度とほぼ同じような状況。 令和5年度は、過去最高の2,192件であったが、昨年度の実感としては、一時保護の件数が増えており、それほど減少した印象があまりない。 内容は、心理的虐待が全体の6割を占めており、警察からの面前DV通告が多い。虐待の内容をみても、身体的虐待などは、以前と変わらずである。
事務局	紀南児童相談所だが、件数としては中央児童相談所に比べて少ないが、中央児童相談所と同じような傾向であると感じている。
会長	統計的な数字は6年度で若干減ったが、実態としては変わらないということか。
事務局	大変さはあまり変わっていない。 一時保護の件数だが、令和4年度が400人、令和5年度が450人、令和6年度が515人となっている。
会長	今の数字を見ると、一時保護しないといけないような、緊急性の高い児童の件

数が増えているということがはっきりわかるかと思う。

会長

報告のあった虐待防止基本計画と社会的養護推進計画についてのご質問、ご意見はいかがか。

委員

資料2の5ページ、職員の専門性向上の研修だが、昨年度は施設の職員も受けているが、今年度の実施状況は施設1名となっている。これは何年かに1回研修するということか。また、里親もこの研修を受講させていただけたらと思う。専門里親というのは、こどもを預かるためにいろいろ研修受けているが、専門性向上の研修会があるのなら、専門里親や、ベテランの里親の方にもこのような研修を受けていただく機会を与えていただければと思う。

事務局

研修については、9月現在としているため、施設職員の受講が1名となっているが、毎年、養育の向上、意識の定着をめざし、施設職員にも研修を受けていただいている。

里親に対する研修は、里親支援センターが総合的に里親の支援を行うことになっており、里親支援センターを通じて各種研修を実施いただいている。

また、委員ご指摘の、ベテランの里親が経験の浅い里親に援助するといった研修についても、里親支援センターと相談し実施していければと考えている。

会長

他の委員から、ご意見はいかがか。

委員

資料2の6ページ、のショートステイ、トワイライトステイについて、県の補助と記載があるが、どのような補助をしているのか。また、和歌山市は対象になっていないという認識でよいか。

事務局

これらの事業実施について補助金を出している。和歌山市は中核市のため対象外である。

委員

資料2の8ページ。こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得のための研修受講の推進で、今回1人受験予定となっているが、当市でもこのソーシャルワーカーの取得を検討したが、資格取得のための講義の日数がかかなり多く、通常業務をしながら取得するのはハードルが高いことや、財政的な面から費用負担が難しいのだが、県は費用も取った上で通われているということか。

会長

まず、こども家庭ソーシャルワーカーについて、令和6年度に新しくできた資格だが、その制度について簡単に説明した上で、研修の実態等も含めて説明いただきたい。

事務局

こども家庭ソーシャルワーカーについてだが、専門性を高めた職員さんということで、研修を受講して、その上で、児童相談所や各市町村のこども家庭センターに配置し、スーパーバイザー的な、もしくはコア的な役割を担い業務の専門性

を高めるということである。

こども家庭庁は、自治体に対して取得を推進し、取得費用の一部補助を実施しているところ。

昨年度から制度が始まり、県としては、2名分の費用を確保し、毎年2名ずつ資格取得を考えている。

資格取得には、100日を超えるぐらいの研修を受けなければならない、普段の業務をしながら受験するというのは、かなりハードルが高いのだが、制度ができて、積極的に取得を推進するということを考えているところ。今回は1名受講するというので話を進めて、受講場所等の都合がつかず、一度受講が保留になり、現時点ではまだ受けていない。

会長 令和6年度に取得者1名とあるが、これは県職員か。

事務局 施設の職員である。

会長 児童相談所の職員で資格取得すれば、給料を上げるという新聞報道があったが、国も力を入れているということだと思う。

会長 他の委員から、ご意見はいかがか。

委員 資料2の冒頭で、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの取組を記載されているが、県民のオレンジリボン運動に対する周知度がまだ低いと感じている。

県民の友に掲載していただき感謝しているが、特集という形で記事を増やしてほしいと考えており、早い段階で掲載内容の検討をしていただければありがたい。

事務局 委員ご指摘のとおり、県としても、何ができるかを考えながら積極的に広報啓発していきたいと考えている。

会長 他の委員から、ご意見はいかがか。

委員 意見表明等支援員（アドボケイト）について、和歌山県では全国に先駆けて実施し、活動をしていただいております、今後、里親家庭にもという話も聞いている。

里親は研修等でアドボケイトのことを聞くが、アドボケイトが来る前に子どもにも説明をする機会を設けてほしい何回もお願いされるが、里子が集まって、話を聞くという機会がない。お楽しみ会で集まることぐらいである。

以前、一時保護の児童を預かったときは、アドボケイトが来てくれた。一時保護などでは浸透してきていると思うが、ほかの社会的養護の子どもについて、今後どのような感じで進めていくのか。また、アドボケイトを社会的養護以外の子どもにも広げていくのか。

事務局

県では、施設に措置や、一時保護されたこどもに対して、アドボケイトを派遣し、意見を聞いてもらい、その意見を、権利擁護の部会で審議するという事になっている。それで、改善できることは改善し、できないことであれば、納得してもらおう形で説明し、こどもに寄り添うような形で行っているところ。

県では、令和3年度から事業を開始し、昨年度からは施設に、今年度からは里親宅にもということですのですすめていきたいと考えている。

ただ、里親宅は家庭ということもあり、里親宅にアドボケイトが行くということまでは少ない。委員ご指摘のとおり、お楽しみ会にアドボケイトに行ってもらい意見を聞いてもらうとか、里親支援センターで交流会があれば、そこに行ってもらおうとか次年度以降検討していきたい。

こども支援課としては、社会的養護の児童全てに意見表明の機会を付与していきたいと考えている。

社会的養護以外については、所管外にあるが、こどもから意見を聞く、こどもの権利を守るというのは大前提であり、県としても、社会的養護以外にも、学校現場などもアドボケイトを派遣していくという傾向になっていくと思うので、所管外ではあるが、着実に進めていきたい。

委員

資料2の2ページで、デートDV授業について2校実施とあるが、法務局人権擁護課でも中学校、高校に行っている。

また、平成18年度から全国の小・中学校の全児童生徒にSOSミニレターを配付しているが、返事が減ってきている。LINEやチャットが多くなってきており、現状大阪で対応してもらっているが、和歌山でも対応できるようにしていきたい。

会長

1番目の議題は以上として、2番目の議題、乳幼児健診における未受診者の場合における指針について、事務局から説明願います。

事務局

<説明>

乳幼児健診における未受診者の場合における指針について説明。

会長

前提として、和歌山県で1歳6か月児健診と3歳児健診がどのような状況か、未受診者がどの程度いるかなど分かれば教えていただきたい。

5歳児健診についての、県内の実施状況等についてもご説明いただきたい。

事務局

受診状況についてだが、双方とも95%程度以上は受診されており、未受診は多くはない状況である。

5歳児健診については7市町で実施しており、医師が入っていない相談という形での実施となると、ほかに9市町ある。

会長

5歳児健診は、こども家庭庁の勧奨もあり、全市町村で行ってもらいたいというスタンスでよいか。

事務局 5歳児健診については、全市町村で行われるようお願いをしているが、医師の確保の問題などもあり、県としては、医大や医師会等と協議しながら進めていきたいと考えている。

会長 今回の方針について、この審議会も含め、各方面の意見を聞いた上で市町村に通知するというので、委員の皆様からご意見いただき、反映できるのであれば反映させていけたらと思うが、ご質問はいかがか。

委員 母子保健を担当しているが、先ほどの説明で、対象月の翌々月ということだが、子どもや母の体調不調や、仕事の都合で休めない場合に、2か月後の健診に来てくれるということもあるが、それまで待たないということか。

事務局 健診の実施状況は、市町村によってバラつきもあるため、受診勧奨をして健診に来ていただけるのであれば、その受診までということになる。

委員 説明で、目視という言葉がよく出てくるが、家庭訪問時に玄関先で少し見るだけということもあるが、未受診であれば、母子保健担当が行き、部屋に入り、保健師による身体計測や、10か月児健診とか1歳8か月児健診では、体重、身長、あぎの有無や、これまでの身長曲線、体重の経過も見たり、発達の方もアンケート実施などで確認できればよいと思う。

会長 他の委員から、ご質問はいかがか。

委員 このフローでは、保健師による身体計測等、家庭訪問で現認と書いてあるが、これはぜひ行っていただきたい。身体を全部見て、母子健康手帳に記入するところまですると、相手も満足すると思う。助産師、保健師が行くのはよいことだと思うし、そこで何か危険信号があれば、そのまま対応していただければと思うので、目視より保健師による身体計測等というのはとても重要だなと感じた。

事務局 目視だけでは確認できないこともあるため、保健師の身体計測が必要ではないかということで、今回のルールに盛り込んでいきたいと考えている。

委員 母子健康手帳を全部黒くすることを目標にいただければ、行政としても本人としても、達成感が生まれ、育児にも専念できる。母子健康手帳は成績表のようなものであり、一緒になって達成できたとしていけばよい。虐待をしているか見に行くのではなく、サービスみたいな感じで行けばよいと思うので、実施していただきたいと思う。

会長 他にご質問は。

委員 3枚目に、児童相談所と市町村との連携となっているが、児童相談所として話がまとまっているということでよいのか。市から児童相談所に情報提供した際、

まず、その健診状況等全て教えてほしいと言われるので、一手間増えることとなる。技術的助言も、市としては家庭訪問しているが、児童相談所からは、家庭訪問してくださいと言われるだけである。

児童相談所で健診未受診のこどもが来たとの連絡があった際、どのような段取りで、各市町村に対する指導・助言をするのか、決まっているのか知りたい。

事務局

関係機関と連携を取りながらになるが、このフローのポイントは、児童福祉、母子保健の連携にあるため、情報提供をいただく際には、母子保健の状況も併せて教えていただけたらと思うがいかがか。

委員

基本は、母子保健情報は、通告したあと調査に入ることとなる。

事務局

児相側とすれば、おそらく1回目の安否確認ができないとき、情報提供がきたときに普通の通告と同じ扱いになり、情報が必要ということになる。フローでは2回目となっているが、1回目ですぐに対応しないといけないこともあるし、情報によって変わってくるため、いろいろなパターンが想定される。

1回目に対応するか、2回待つというのはケースバイケースでよいか。

事務局

もちろん、虐待のリスクの捉え方は、児童相談所の判断もあるため、1回目でも動くということもある。その上で、情報をどのようにもらうのか、その情報に対しどのように動くのかということを考えていきたい。

委員

3枚目に、要対協への登録とあるが、これは登録しなければいけないのか。

事務局

虐待リスクの高い案件について、要対協への登録はセットであると考えてはいるが、必ず要対協に登録しなければならないということではない。

委員

この書きぶりだと、要対協への登録が必要となれば、本市としてはハードルが高い。ただ、市の要対協の調査権の中で、関係機関に調査できるので、別に登録しなくても、調べた上で、安全確認ができていないときに要対協登録するかどうかの判断になってくるのかなど。健診を受けないイコール要対協登録ということには違和感がある。

事務局

必ずしも要対協の登録が必要というわけではなく、プロセスとして、選択肢のひとつということである。

会長

他にご質問、質問に限らず、今回の方針についてのご意見をいただければ。

委員

和歌山市の要対協の代表者会議の委員長として、和歌山市でも今回の事例をもとに、昨年11月に市長にも参加いただき、ケースの事例検討をした。その際、市の保健センターがどう対応していけばよいかまとめるよう依頼し、1月末に未受診時の対応に関するマニュアルが作成された。今回、この方針が1つのたたき

台という形で、30市町村あれば、それぞれ対応が異なるし、保健センターの規模によっても変わってくるので、これをたたき台として、市町村で、現状に合わせた形の未受診時マニュアル作成をお願いするという手順になるのかなと思う。今回こういう事例があったので、それぞれ市町の未受診時の対応をより協議するという方向性をと示していただくとありがたい。

事務局

ご意見、大変参考になりました。市町村で体制も、健診の頻度、回数も異なる状況で、県でこれを必ず守ってくださいというルールを作るのは難しい。

ただ、必ず行っていただきたいポイントを押さえ、その上で市町村に合った形でマニュアルやガイドラインを作成いただけるよう考えているところ。

委員

今回の事案について、母子保健と児童福祉でかなり話し合いをさせてもらっている。未受診時対応マニュアルを母子保健も入り、どうしていけばよいか、過去の事例もボトムアップしながら、児童福祉の意見を踏まえた対応を図っているところ。県が示している全体イメージのとおり、市でも、やはり合同ケース会議に、未受診者を全員載せていくということで、母子保健とも話をしている。加えて、市としては、要対協のこども家庭センターから各所属に聞けば教えてくれるが、保健センターから聞いても、守秘義務で教えられないと断られることがあったため、母子保健と連携して、要対協から各所属に対して、未受診のこどもがいた場合、保健センターから連絡があれば情報提供を依頼する通知文を発出した。

今回の児童は、健診は来ていなかったが、予防接種は受けていた。ただ、情報をもたえなかったため、医療機関に対しても、保健センターから確認させてもらうことがある旨の通知文を医師会に配付した。

市としても、今後、同じようなことが起きないようにと、関係機関に周知している。今回、健診に来ず、どこも関われないときに、地域の力が重要であるとして、民生委員とも連携を図るということで、来年度から健診未受診者、所属のない人や所属があっても気になる家庭、全然来ていない家庭などがあると思うので、そのような家庭を紹介させてもらい、地域で見守りをしてもらえるよう、民生委員が引き受けてくれることになっている。

会長

非常に画期的というか、重要な取組であると思う。

委員

この資料を見ると、健診で後日受けるというのであればよいが、途中で電話連絡も不通になる時点で完全にネグレクトではないかと思う。色々な機関が関わっていると説明があったが、命に関わる問題であるので、早く対応していくということが大事だと思う。それぞれ関わる人はプロであり、以前、田辺市の認可外保育所で乳児が亡くなった事件もあったが、園長もプロであったが事件が起こってしまった。マニュアルを作ることも大切だが、それぞれ現場の人がもっと緊張感をもって、一つの命を守っているという気持ちで対応していただきたいと思う。

会長

他に委員の皆様方からご意見いかがか。

私の感想として、元々厚労省の法律改正もあって、こども家庭センターを全市町村で作るというのは、母子保健と児童福祉を連携させるという、別々であったものを、こども家庭センターでとにかく連携、一体化して、子育て支援と虐待予防に取り組むということが目的であった。資料1では、設置が現状19市町だが、設置されていないところもあるし、設置していても実際に連携が取れているかは市町によって異なると思うので、今回の方針も含めて、それから和歌山市で作られる新しいマニュアルも含めて、各市町村で母子保健と児童福祉の連携を進めていくということが、子育て支援、虐待予防と両方にとって非常に大切である。方針を市町村に出す際には、それらの趣旨を徹底していただくようお願いする。

他にこの機会に、ご意見があれば。

委員

産婦人科医として、妊婦健診をやっているが、健診に急に来なくなり、他院に行ったのかと思っていて、その後、健診に行かなくなり、赤ちゃんが亡くなっていたということがある。妊婦健診に来なくなったとき、他院に行っているだけなのか、それも紹介状を頼まれば分かるのだが、何の連絡もなく次に来たときには亡くなっていたという例もあるので、何かチェック機能が働けば、特定妊婦の支援などにも繋がっていく。そういうシステムづくりをお願いする。

会長

市町村の立場からご意見は。

委員

妊婦健診の受診券を使った場合は、結果と請求が市に届くので、母子保健の方で対応できる。期間が開いているときには、助産師が定期的に電話か面談を行い、連絡がつかなければ訪問するとか、産婦人科で気付いた場合は、市町村に連絡いただけたれば連携できる。乳幼児健診からではなく、妊娠、母子健康手帳を交付する段階から地区担当保健師が面談をしたり、助産師と連携というのは各市町村でも丁寧に行っているとは思いますが、漏れのないよう各機関と連携していきたい。

会長

他の委員からご意見がなければ、2番目の議題は以上として、この機会にご意見があればいかがか。

意見がなければ、事務局へ進行をお返しします。

事務局

本日はありがとうございました。以上をもちまして審議会を閉会いたします。